

奈良県警察本部告示第9号

平成14年3月奈良県警察本部告示第22号（奈良県情報公開条例第三十二条第一項の規定に基づき実施機関が定める法人）の一部を次のように改正し、平成23年2月1日から適用する。

平成23年2月8日

奈良県警察本部長 和田 昭 夫

「財団法人奈良県暴力団追放県民センター」を「公益財団法人奈良県暴力団追放県民センター」に改める。